

## 傍聴する方の留意事項

- 1 傍聴する方は、陳述の当日、陳述会場に備え付けの傍聴人名簿に必要事項を記入してください。
- 2 陳述の撮影・録音について  
陳述会場内において、写真、ビデオ等による撮影及び録音を行うことはできません。  
また、報道機関による撮影は、陳述開始前に限り、被写体に含まれる者の同意を得られた場合のみ認めるものとします。  
なお、報道機関の方が、陳述の傍聴を希望される場合は、申し出てください。
- 3 傍聴が認められない要件について
  - (1) 酒気を帯びている者
  - (2) 凶器等、人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
  - (3) プラカード、のぼり、旗、拡声器等、陳述会場に持ち込むことが不適當と認められる物品を携帯している者
  - (4) はち巻き、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン等を着用又は携帯している者
  - (5) その他陳述の円滑な実施を妨げるおそれのある者
- 4 傍聴する方が遵守すべき事項について
  - (1) 陳述に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
  - (2) 放歌、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
  - (3) 所定の席以外の場所に立ち入らないこと。
  - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (5) 携帯電話等の通信機器類の電源を切ること。
  - (6) 監査委員の指示に反する行為をしないこと。
  - (7) その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと。